

令和7年大崎上島町議会（第1回）臨時会会議録（第2号）

1 令和7年4月11日大崎上島町議会臨時会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	森	ルイ	2番	浜田	幸造
3番	赤松	良雄	4番	水橋	直行
5番	進藤	雅通	6番	下末	典和
7番	末光	透	8番	信谷	俊樹
9番	渡辺	年範	10番	閑田	大祐

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

1番	森	ルイ	2番	浜田	幸造
----	---	----	----	----	----

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地	丈彦	書記	岡田	愛子
--------	----	----	----	----	----

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	谷川	正芳	副町長	小田	博
教育長	佐々木	智彦	総務課長	坂田	誠
企画課長	竹下	良二	税務課長	平道	龍二
住民課長	亀井	成美	会計課長	岡田	貴美
健康福祉課長	川野	義彦	地域経営課長	三村	竜也
建設課長	下川	昇	環境衛生課長	河田	弘文
学校教育課長	山本	秀樹	生涯学習課長	川本	亮之

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1	常任委員会委員の選任
第2	議会運営委員会委員の選任
第3	広報調査特別委員会の設置
第4	選挙第3号 広島中央環境衛生組合議会議員の選挙
第5	選挙第4号 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
第6	選挙第5号 広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙

- 第 7 報告第 2 号 専決処分した事件の報告を求めることについて
- 第 8 承認第 1 号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第 9 承認第 2 号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第 10 承認第 3 号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第 11 承認第 4 号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第 12 議案第 29 号 大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 13 議案第 30 号 大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 14 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 00 分 開議

○議長（閑田大祐君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（閑田大祐君） 日程第 1、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、総務福祉文教常任委員会委員に森 ルイ議員、進藤雅通議員、末光 透議員、渡辺年範議員、閑田大祐議員、産業建設常任委員会委員に浜田幸造議員、赤松良雄議員、水橋直行議員、下末典和議員、信谷俊樹議員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員はただいま指名しました方を選任することに決定いたしました。

なお、総務福祉文教常任委員会委員長に進藤雅通議員、副委員長に森 ルイ議員、産業建設常任委員会委員長に赤松良雄議員、副委員長に下末典和議員が決定しています。

○議長（閑田大祐君） 日程第 2、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、進藤雅通議員、森 ルイ議員、赤松良雄議員、下末典和議員を指名したいと思います。ご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はただいま指名しました方を選任することに決定いたしました。

なお、委員長に赤松良雄議員、副委員長に進藤雅通議員が決定しています。

○議長（閑田大祐君） 日程第3、広報調査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。

委員会条例第6条の規定により、議会の広報に関することについて議員6名で構成する広報調査特別委員会を設置し、これに付託して調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議員6名で構成する広報調査特別委員会を設置し、これに付託して議会の広報に関することについて調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま設置されました広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、森 ルイ議員、赤松良雄議員、水橋直行議員、進藤雅通議員、下末典和議員、末光 透議員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方を広報調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、委員長に森 ルイ議員、副委員長に末光 透議員が決定しています。

○議長（閑田大祐君） 日程第4、選挙第3号広島中央環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

本選挙については、広島中央環境衛生組合同規約第5条の規定により2名を選出するものです。任期は議員の任期によることとなっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行う

ことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

広島中央環境衛生組合議会議員に閑田大祐議員、水橋直行議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました閑田大祐議員、水橋直行議員を広島中央環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました閑田大祐議員、水橋直行議員が広島中央環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま広島中央環境衛生組合議会議員に当選されました閑田大祐議員、水橋直行議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

○議長（閑田大祐君） 日程第5、選挙第4号広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙については、広島県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により1名を選出するものです。任期は議員の任期によることとなっています。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に閑田大祐議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した閑田大祐議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました閑田大祐議員が広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました閑田大祐議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

○議長（閑田大祐君） 日程第6、選挙第5号広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

広島県水道広域連合企業団議会議員に水橋直行議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました水橋直行議員を広島県水道広域連合企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました水橋直行議員が広島県水道広域連合企業団議会議員に当選されました。

ただいま広島県水道広域連合企業団議会議員に当選されました水橋直行議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

暫時休憩いたします。

9時30分より再開いたします。

午前9時08分 休憩

午前9時50分 再開

○議長（閑田大祐君） 休憩を解いて会議を再開します。

○議長（閑田大祐君） 日程第7、報告第2号専決処分した事件の報告を求めることについてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第2号専決処分した事件の報告について説明を申し上げます。

本報告は、令和7年3月28日付で損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

内容は、令和6年12月11日に大崎上島町木江322番地1の宅地において、町有地に積まれている石垣の一部が崩れ、その崩れた石垣が隣接する相手方所有の家屋の外壁に当たり当該外壁の一部を損傷させたため、その修繕費等24万4,200円を損害賠償額として示談処理を行ったものです。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（閑田大祐君） 日程第8、承認第1号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 承認第1号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

大崎上島町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、社会情勢の変化に伴う物価の変動に対応するため、議員の出張に伴う宿泊料について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付で大崎上島町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、議員出張における宿泊料の額をそれぞれ1,000円増額いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第1号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第9、承認第2号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 承認第2号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されることに伴い、大崎上島町税条例の一部を改正し施行する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付で大崎上島町税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） それでは大崎上島町税条例の一部を改正する条例の主な改正点について説明いたします。

個人住民税関係では、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大し、一定の所得を超えた場合でも親などの控除対象となる特定親族扶養控除の創設に伴う規定の整備、固定資産税関係では、令和2年豪雨に係る課税標準の特例措置等の適用期限の2年間の延長、軽自動車税関係では、軽自動車税種別割において二輪車の車両区分を見直し、最高出力を4キロワット以下に制御した新基準原付バイクの税率を年額2,000円とする改正、町たばこ税関係では、紙巻きたばこと加熱式たばこの税差解消のため、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例の新設、その他地方税法等の改正に合わせ、項ずれの反映や所要の規定の整備を行っております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第2号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第10、承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日から施行されることに伴い、大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正し施行する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付で大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容の1つ目は、地方税法施行令第56条の88の2の改正に伴う国民健康保険税の賦課限度額の引上げです。基礎賦課額の限度額を現行の65万円から66万円に引き上げ、後期高齢者支援金等賦課額の限度額を現行の24万円から26万円に引き上げるもの

でございます。

2つ目は、地方税法施行令第56条の89の改正に伴う低所得者に係る軽減判定所得基準額の引上げです。2割軽減は54万5,000円から56万円に、5割軽減は29万5,000円から30万5,000円に引き上げるものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第11、承認第4号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 承認第4号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本承認は、大崎上島町いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和7年3月31日付で地方自治法第179条第

1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を
求めるものです。

内容は、多様化する業務及び住民ニーズに対応し、効率的な教育行政運営を図るための
教育委員会事務局の組織再編に伴い所要の改正を行ったもので、具体的には、第7条中
「大崎上島町教育委員会事務局教育課」を「大崎上島町教育委員会事務局学校教育課」に
改めたものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第4号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに
決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第12、議案第29号大崎上島町教育委員会委員の任命につ
き同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第29号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて提案説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員に立田敏明氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

新たに任命する教育委員会委員の任期は、令和7年6月1日から令和11年5月31日までの4年間です。

なお、教育委員会委員の任命に当たっては、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになっております。

立田敏明氏は、本町の教育に精通されており、幅広い視野で教育を推進していただける人材であると考えております。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 教育委員の人格にはいろいろあって、いい人だということは分かるんですけども、今までの僕の経験からすれば、教育委員会は総務委員会でいろいろ審議してから決めたんですけども、これ専決じゃないけども、普通6月1日だったら5月でも4月でも新たな議会を開いて総務委員会で審議すべきではないかと思うんですけども、急ぐ理由があったのか審議したくなかったのか、そのどちらなのでしょう。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 今回、議案に出させていただいたのは、6月議会では6月1日からの任期になっていますのでちょっと間に合わないということで、今回の議案にさせていただきます。

総務委員会のほうで審議したっていう話を今聞いたんですけども、今回は最初に、今受けていらっしゃる教育委員さんが次の任期を進めないと、再任しないという意思があったので、今回町のほうで決めさせて、提案させていただきました。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 僕が議会運営委員会しとるときには、議会改革とかいろいろあった中で、専決処分はなるべく、3月31日の専決は時間的に余裕がないから、それは仕方

ない部分があったけども、ほとんど協議をして、10日間ぐらいあれば招集したりできるので、こういう人事案件については、議会運営委員会で今全然話ししてないから僕の勝手な意見を述べるんですけども、本来昔からの流れで言えば、それをなるべくやる。議会を招集するいとまがないという言葉だったのを今書いてますけども、なるべくそういうことは議会と一緒にやったほうがいいんじゃないかということで、僕の勝手な意見で議会運営委員会で否決されたらそれですけども、なるべくそういう方向で早めに、しかも2か月あるんだからしたほうがいいんじゃないかというて、今さら合意をひっくり返すわけでもこの人が悪いわけでもないからあまり言いませんが、そういう考えで僕は臨みたいんで、総務委員会か全体もそれを頭に入れて、さっき言ったように3月とか国の法律が変わったらもう次の日にやらなきゃいけないことは重々承知しとるんで、そこは僕の意見ですけども、また議会運営委員会で諮りますけども、そういうことを頭に入れてこれからのことをやっていただきたいと思うんで、お願いしたいということで終わります。

○議長（閑田大祐君） 答弁よろしいですか。

○3番（赤松良雄君） はい。

○議長（閑田大祐君） ほかにございませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第29号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しまし

た。

○議長（閑田大祐君） 日程第13、議案第30号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件は地方自治法第117条の規定により、浜田幸造議員の退席を求めます。

〔2番 浜田幸造君 退席〕

○議長（閑田大祐君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第30号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

監査委員2名のうち1名は、地方自治法第196条第1項の規定により議会議員の中から議会の同意を得て選任をすることとなっております。

本案は、監査委員に町議会議員浜田幸造氏を選任することについて同法の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和7年4月11日から令和11年3月31日までとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第30号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定されました。

浜田幸造議員の入場を許します。

〔2番 浜田幸造君 入場〕

○議長（閑田大祐君） ただいま大崎上島町監査委員に選任されました浜田幸造議員が議場におられますので、ご挨拶をお願いします。演台にお進みください。

○2番（浜田幸造君） 浜田です。どうかよろしく願いいたします。監査委員としての立場を十分認識し、執行部のほうの仕事をしっかりと見ていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（閑田大祐君） 日程第14、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の承認についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会における事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和7年第1回大崎上島町議会臨時会を閉会します。

午前10時13分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員